

八ヶ岳自然文化園 キッチンカー出店規約

本規約は、八ヶ岳自然文化園（以下「当園」という）内にて、キッチンカーの出店を希望する個人または企業（以下「申込者」という）の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店申込資格）

申込者の出店資格は以下のとおりとする。

- (1) キッチンカー（道路運送車両法に基づいた正規の登録車ならびに保健所で許可された食品衛生法による許可証が貼付された食品販売目的の移動販売車）を保有している者
- (2) 八ヶ岳自然文化園の位置する地域において、公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (3) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- (4) 食品賠償保険等に加入している者
- (5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工調理等ができ、販売品を衛生的に取扱える者
- (6) 出店に係る当園の指示に同意できる者

第2条（出店申込禁止）

以下の各号に該当する者は出店申込ができない。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 申込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (6) 暴力団関係者およびその繋がりとされる者
- (7) 第1条の要件を満たさない者
- (8) その他当園が不相当と認めたもの

第3条（出店申込資料等）

申込者は、当園が指定する以下各号の資料（以下「出店申込資料等」という）を、当園が指定する期日までに提出するものとする。

- (1) キッチンカー出店申込書
- (2) 営業許可証一式の写し
- (3) 食品衛生責任者（またはそれに代わる資格証明書）の写し
- (4) 食品賠償保険等の証明書の写し
- (5) キッチンカーの画像（車外観、内部、ナンバープレートなどが確認可能なもの）

第4条（出店審査等）

出店申込資料等一式を受理した後、速やかに審査を行い、当園が出店を認めた申込者（以下「出店者」という）のみに出店承諾書を発行する。なお、申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

第5条（出店料等）

出店者は、以下のルールに基づいて出店料を支払うこととする。

- （1） 出店料は販売金額合計（税込）の15%とする（10円未満の端数切り捨て）
- （2） 出店者は営業終了後、出店日毎に所定の販売報告書を速やかに当園に提出し、出店料を支払うこととする

第6条（出店場所および区画等）

出店場所および区画は、事前に当園と出店者間にて協議の上決定する。ただし、止むを得ない事情により、当初予定していた場所等が急遽変更となる場合がある。

第7条（販売可能商品）

出店者の営業許可証の範囲内の飲食物とする。

第8条（出店の中止）

出店者の都合により出店を中止する場合は、出店日の3営業日前までにその旨当園担当者に報告するものとする。出店者が無断で出店を中止した場合、以後出店を認めないものとする。

第9条（出店時間）

原則として当園の営業時間内とし、事前に協議の上決定する。

第10条（その他遵守事項等）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- （1） キッチンカーの搬入搬出は、決められた時間内において出店者各自の責任において行う
- （2） 調理に要する電力、水など全てのものは、出店者各自で用意すること。ただし、当園が当園設備を使用することを許可した場合はこの限りではない
- （3） 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水等と共に持ち帰り処分すること
- （4） 営業終了後は全ての備品等を持ち帰り、キッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと
- （5） 販売品についての事故や苦情は出店者の責任とし、誠意をもって迅速に対応すること
- （6） 出店に関する各種関係法令に違反する等の行為を行わないこと
- （7） 当園の従業員の指示がある場合は、それに従うこと

第11条（損害賠償）

出店者が、当園またはその他第三者に損害を与えた場合、直ちに当園にその旨を報告するとともに

に、その損害を賠償しなければならない。

第12条（契約解除）

1 当園は、出店者が次の各号にあげる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁により営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
- (3) 第三者より差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けた時等、財産状況が悪化したとき
- (4) 出店者が虚偽の申請をした場合、および当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき

第13条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症、戦争行為等その他不可抗力と認められる事故、または当園若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当園および出店者は互いにその責を負わないものとする。

第14条（出店問い合わせ）

キッチンカー出店に関する当園への問い合わせは以下の通りとする。

（一財）原村振興公社 八ヶ岳自然文化園 キッチンカー出店担当者宛

電話：0266-74-2681 メール：info-bunkaen@yatsugatake-ncp.com

または、当園ホームページ（yatsugatake-ncp.com）のメールお問い合わせフォームより

第15条（本規約の変更）

当園は、必要と認めたときに本規約を変更することができる。この場合、当園は変更後の本規約の内容および変更の時期を当園ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、申込者および出店者が申込または出店を行った場合、申込者および出店者は、本規約の変更に同意したものとする。

第16条（協議）

本規約に定めがない事項および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、双方誠意をもって協議し解決するものとする。

第17条（合意管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。